

令和2年2月7日  
千葉県健康福祉部  
障害者福祉推進課

## 千葉県重度心身障害者(児)医療給付改善事業 令和2年度制度改正の予定について

重度心身障害者児医療給付改善事業は、重度心身障害者(児)の健康と福祉の増進及び医療負担の軽減を図るため、保険診療に係る医療費の自己負担分等を助成する市町村に対して県がその2分の1を補助する県独自の公費負担医療制度です。

現行、県の基準において、対象は身体と知的の障害者ですが、精神障害者を新たに対象とすることとしましたので、令和2年度中に実施できるよう準備を進めてまいります。

### 制度の概要 ※下線部分は令和2年度中に改正予定。

#### (1) 事業の実施主体

重度心身障害者(児)の居住する市町村

※県は、市町村が実施する助成のうち、県の基準に該当するものの2分の1を補助

#### (2) 対象者

千葉県内に居住する重度障害者(児)

(ただし、65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された者は対象外。)

※所得制限あり。世帯の市町村民税所得割が23万5千円以上の世帯は原則対象外。

- ・身体障害者手帳 1級、2級
- ・療育手帳 ㊸、Aの1、Aの2
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級

※市町村によって独自に範囲を広げている場合がある。

#### (3) 給付対象

診療科を問わず、入院・通院の医療保険自己負担分、証明書料

※調剤、在宅療養、訪問看護を含む。

(ただし、他の公費負担医療制度を使える場合はそちらを優先する。)

#### (4) 自己負担額

原則、入院1日・通院1回につき300円

※市町村民税所得割非課税世帯は自己負担なし。

※保険薬局での調剤については、自己負担なし。

※市町村によって独自に200円または0円としている場合がある。

#### (5) 給付方法

現物給付方式(平成27年8月から)

※受給券の提示がない場合や県外で受診した場合は、償還払い。

#### (6) 他の公費負担制度との優先関係

自立支援医療等、他の公費負担制度がある場合、その制度が優先される。

なお、先に適用した公費負担制度に自己負担額がある場合は、当該自己負担額について、重度心身障害者(児)医療費の助成対象となる。